

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年6月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500642 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600043 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額を 21 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額を上記 1 の訂正後の 21 万 5,000 円から 24 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 21 年 7 月 15 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 21 万 5,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくとも事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者に係る「平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）及び複数の同僚が所持していた「一時金明細書 2009 年 7 月分」（以下「一時金明細書」という。）から、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿から、平成 21 年 7 月 15 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、こ

れに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿及び複数の同僚の一時金明細書で推認できる厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、事業主は、平成21年7月の賞与について不支給であった旨を届け出ていたことが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額24万2,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における平成21年7月15日の標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額24万2,000円（上記1の訂正後の標準賞与額21万5,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600003 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600044 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額を 49 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 21 年 7 月 15 日の標準賞与額を上記 1 の訂正後の 49 万 2,000 円から 55 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 21 年 7 月 15 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 49 万 2,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。A社での賞与が支給された事実が確認できる明細書を提出するので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくとも事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者が所持する「一時金明細書 2009 年 7 月分」（以下「一時金明細書」という。）及び A社から提出された請求者に係る「平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿から、平成 21 年 7 月 15 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、一時金明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、事業主は、平成21年7月の賞与について不支給であった旨を届け出ていたことが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一時金明細書及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額55万5,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における平成21年7月15日の標準賞与額を55万5,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額55万5,000円（上記1の訂正後の標準賞与額49万2,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。